

24時間レンタカー無人貸出サービス

チョコノリ!

安全・清潔なレンタカーに、より一層の安心を

期間限定・無料!

+ コロナ お守りパック付

ご出発期間 2021年4月1日ー2021年6月30日

チョコノリ!って何?

専用アプリを使ってレンタカーの予約、解錠・施錠、精算ができる、無人貸出サービスです。

詳しくは[コチラ](#)をご確認ください。

安全・清潔への取組み

車両清掃・感染症対策は、お客様ご利用の都度、実施しています。

詳しくは[コチラ](#)をご確認ください。

トヨタレンタカー チョクノリ! + 「コロナお守りパック」自動付帯のご案内

トヨタ自動車株式会社と東京海上日動火災保険株式会社との間で締結された国内旅行傷害保険契約「**コロナお守りパック**」により、通常の保険・補償制度に加え、以下の補償およびサービスを提供いたします。対象となるレンタカーをご予約いただいた全ての方を、自動的に保険の対象といたします。レンタカーのご予約が完了した時点で、保険の内容や個人情報の取扱い等について、同意の上で「**コロナお守りパック**」にお申し込みいただいたとみなします。

商品には国内旅行傷害保険及び、「コロナお守りパック」が付保されています。

補償内容及び保険金額	補償内容				付帯サービス
補償項目	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	新型コロナウイルス感染症一時金特約	メディカルアシスト
保険金額	100万円	-	-	3万円	○

詳しくは次ページ以降をご確認ください。

保険の対象となる方

- ・トヨタレンタカー チョクノリ!アプリからのご予約(出発日が2021年4月1日から2021年6月30日まで)でもれなく適用されます。
- ・お客様による保険料のお支払いは必要ございません。
- ・ご予約時に登録いただく運転者様1名が対象となります。同乗者の方は対象になりませんのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症に関する補償について

- ・以下に該当した場合、保険金3万円をお支払いします。
- ・保険金のお支払いは、対象のレンタカーご利用中または返却後、返却日を含めて14日を経過するまでに、保険の対象となる方が新型コロナウイルス感染症を発病(*)した場合で、1回に限ります。 * 新型コロナウイルス感染症の発病は、医師による診断を必要とします。

<保険金をお支払いしない主な場合>

- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症 等

<保険金のご請求について>

- ・保険金のご請求は、下記までお問い合わせください。

「コロナお守りパック」サポートデスク **0120-010-790** 午前9時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

新型コロナウイルス感染症に関する医療相談サービスについて

【メディカルアシスト】

- ・対象のレンタカーご利用中、お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。新型コロナウイルスに関するご相談も承っております。
- ・また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

<お問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-708-110(受付時間:24時間365日)

- ・本サービスは、東京海上日動メディカルサービス株式会社が提供します。
- ・お電話を頂いた際、オペレーターより「氏名」「連絡先」をお尋ねさせていただきます。
- ・また、本サービスの名称をお尋ねさせて頂く場合がございます。その際は「コロナお守りパック」とお伝えください。

<サービス一覧>

緊急医療相談:常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内:夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

<新型コロナウイルスに関する対応方針>

- ・厚生労働省より各都道府県衛生主管部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。
- ・新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義にあてはまるものは、「帰国者・接触者相談センター」を案内しています。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った回答となります。

<ご注意点>

- ・メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。
また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・ご相談のご利用は、保険期間中(対象のレンタカーご利用期間中)に、ご相談内容の事柄が発生しお問い合わせ頂いた場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、保険の対象となる方とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。

その他の補償について

【死亡・後遺障害補償】

・レンタカーご利用期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または後遺障害が生じた場合、保険金最大100万円をお支払いします。

<保険金をお支払いしない主な場合>

・保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ、けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ、脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ等

<保険金のご請求について>

・保険金のご請求は、下記までお問い合わせください。

「コロナお守りパック」サポートデスク **0120-010-790** 午前9時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

個人情報の取り扱いについて

・保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。

・東京海上日動および東京海上日動のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑦の利用・提供を行うことがあります。

・なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動と東京海上日動のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- ⑦旅行同行者の保険金のお支払いに必要な範囲内で、保険金の対象となる方の保険金請求内容等を旅行同行者に提供する、または保険金のお支払いに利用すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。